

使用料の考え方

1 原則

(1) 設置許可に係る使用料

設置許可使用料単価は、以下に示す最低額以上を提案することとする。
設置許可使用料単価の最低額：212 円 / m²・月

(2) 管理許可に係る使用料

設置許可使用料単価は、以下に示す最低額以上を提案することとする。
管理許可使用料（土地を管理する場合）単価の最低額：212円 / m²・月
管理許可使用料（施設等を管理する場合）単価の最低額：212円 / m²・月

2 特記事項

(1) イベントや期間を限定した占用等

指定管理対象範囲においてイベントや期間を限定した占用等（以下「イベント等」という。）を実施するにあたり必要となる許可の種類については、イベント等の期間・内容を踏まえて、許可の申請者と区で協議を行う。なお、イベント等は、原則として指定管理者が実施主体または実施メンバーとして関わることとする。その場合、イベント等の許可に係る使用料は減免とする。

(2) 自動販売機

自動販売機を設置する場合に区に支払う設置許可使用料は、以下のとおりとする。

設置場所	設置許可申請及び 設置許可使用料	指定管理施設の 管理経費に充当
公募対象公園施設の建物内に 設置する場合	不要	不要
公募対象公園施設の建物外壁と 一体的に設置する場合	必要 (投影面積分)	不要
上記以外の場合		必要

自動販売機設置業務によって得られた余剰金（利益）を指定管理施設の管理経費に充てること

3 管理許可使用料を減免する施設

認定計画者の提案条件によっては、管理許可施設とし使用料減免とする提案も可とする。